

令和3年度

事業概要

都市局

目 次

I 都市局の概要	1
II 組織と事務分掌	3
III 令和3年度 主要事業	5

(3) 新都市整備事業会計 予算

①収益の収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 新都市整備事業収益	13,523,000	1 新都市整備事業費	12,885,000
収入合計	13,523,000	支出合計	12,885,000

②資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	6,132,000	1 資本的支出	42,231,000
収入合計	6,132,000	支出合計	42,231,000

都市局

総務課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)神戸市まちづくり等基金に関すること。
- (3)新都市整備事業の経営に関すること。

都市計画課

- (1)都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。
- (2)都市計画審議会に関すること。
- (3)都市計画法（昭和43年法律第100号）に係る土地の利用に関すること。
- (4)神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に関すること。
- (5)市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に関すること。
- (6)都市再生整備計画事業の調整に関すること。
- (7)計画的開発団地その他のまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

指導課

- (1)都市計画法等の規制による開発行為の指導及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。
- (2)都市計画決定事項の照会、案内、指導及び啓発に関すること。
- (3)都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。
- (4)地区計画に係る行為の届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。
- (6)風力発電の届出に関すること。
- (7)神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に基づく届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)神戸市開発審査会に関すること。登録簿に関すること。

公共交通課

- (1)都市交通体系の調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。
- (3)鉄道、軌道等の調査及び計画に関すること
- (4)地域公共交通に係る交通事業者等との調整に関すること。

景観政策課

- (1)都市景観の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

まち再生推進課

- (1)協働と参画のまちづくりに関すること。
- (2)密集市街地の再生に関すること。
- (3)住宅市街地総合整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。

駅まち推進課

- (1)駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

都心再整備本部

都心再整備部

都心三宮再整備課

- (1)本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。
- (2)都心三宮の再整備に係る企画、調査、計画、及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関すること。

地域整備推進課

- (1)土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅街区整備事業及び優良建築物等整備事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)土地区画整理法（昭和22年法律第119号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による認可及び監督の手續に関すること（個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。）。
- (3)都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関すること（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。
- (4)土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。
- (5)土地区画整理法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)多井畑西地区における里山の保全・活用に関すること。
- (7)再開発地区を中心とした地域のにぎわいづくりに関すること。
- (8)都市開発資金に関すること。

業務課

- (1)事業用地の企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)事業用地の取得、管理及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)土地区画整備事業に係る清算金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)土地区画整理事業に係る換地処分後の事業用地等に係る調整及び紛争に関すること。
- (5)土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)土地区画整理事業に係る市有建築物の管理及び処分に関すること。

工務課

- (1)都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の不動産の取得、管理、処分及び不動産の取得に伴う損失補償に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の工事及び移管に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)土地区画整理事業及び防災街区整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)鉄道交差に関する事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

新都市管理課

- (1)新都市整備事業に係る造成地及びその他の新都市整備事業に係る不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関する事。
- (2)新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関する事。
- (3)新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との調整に関する事。
- (4)新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関する事。

企業誘致課

- (1)新都市事業に係る造成地（他の所管に属するものを除く。）への企業の誘致及び処分に関する事。

内陸・臨海計画課

- (1)新都市整備事業の基本計画・基本設計及び重要事項の企画・調査に関する事。
- (2)新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可の諸手続に関する事。
- (3)公有水面の埋立てに係る諸手続に関する事。

新都市工務課

- (1)新都市整備事業に係る工事にに関する事。
- (2)新都市整備事業に係る造成地における道路,公園,緑地等に関する事。
- (3)新都市整備事業に係る建築物,電気設備及び機械設備に関する事。
- (4)一般土砂の有料受入れの事務に関する事。

臨海整備事務所

- (1)新都市整備事業に係る臨海部の工事の実施及び監督に関する事。
- (2)新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関する事。
- (3)新都市整備事業に係る臨海部等の道路,公園及び緑地等の維持管理に関する事。

西神整備事務所

- (1)新都市整備事業に係る内陸部の工事の実施及び監督に関する事。
- (2)新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関する事。
- (3)新都市整備事業に係る内陸部の道路,公園及び緑地等の維持管理に関する事。

令和3年度 主要事業の概要

令和3年度は、海と山が育む「グローバル貢献都市」の実現に向けて、三宮周辺地区の再整備や駅周辺のリノベーション、里山・農村など豊かな自然環境の保全・活用など、神戸の特性を生かした都市魅力の向上を図る。また、進化するテクノロジーを積極的に取り入れることで、ポストコロナ時代を見据えたまちづくりを推進する。

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

神戸の都心の活性化と魅力的で風格ある都市空間の実現に向け、神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、着実に具体的な取り組みを進める。

(1) 新たなバスターミナルの整備（都心三宮再整備課）

新たなバスターミナルⅠ期の整備を伴う神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業において、令和3年度に予定している権利変換計画認可に向けた再開発補助や、周辺の道路整備に向けた詳細設計などを行う。また、Ⅱ期事業化に向けた地元勉強会の開催や効率的なバス運行に関する検討などを行う。

〔スケジュール〕

○雲井通5丁目地区の再整備

令和3年度	権利変換計画認可
令和4年度	解体工事着手
令和6年度	新築工事着手
令和8年度頃	Ⅰ期供用開始（予定）



新たなバスターミナルを含む再開発ビル
(イメージ)

(2) 「えきまち空間」の実現に向けた事業の推進（都心三宮再整備課、景観政策課）

三宮にある6つの駅と周辺のまちを一体的につなぎ、交通拠点としての機能や回遊性を高める空間「えきまち空間」の実現を目指して取り組みを進める。

令和3年度は、JR三ノ宮駅南側駅前広場の再整備に向けた設計や、三宮クロススクエア（第1段階）の実現に向けた三宮北交差点及びJR三ノ宮駅の北側広場の改良を行うほか、都心部へ流入する通過交通を抑制し、外周道路へ円滑な誘導を促すため春日野交差点の改良設計を行う。

また、令和3年夏頃のさんきたアモレ広場の完成に伴い、継続してにぎわいを創出できる仕組み・体制づくりを行うとともに、「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの実現に向けて取り組みを進めていく。

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

あわせて、官民連携のもと公共空間と沿道建築物が一体となった空間へと誘導するため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物のあり方等をまとめた景観デザインコードを策定し運用を行う。

[スケジュール]

- JR三ノ宮駅南側駅前広場の再整備
令和3年度 設計、都市計画手続き
令和4年度以降 設計、工事
- 三宮クロススクエア（第1段階）の実現に向けた設計・整備
令和3年度 三宮北交差点設計・工事
令和4年度以降 設計、工事
- サンキタ通り及びさんきたアモーレ広場の再整備
令和3年3月 サンキタ通り完成（アーケード下は令和3年度中）
令和3年夏頃 さんきたアモーレ広場完成予定・オープニング式典開催



サンキタ通り・さんきたアモーレ広場（イメージ）



三宮クロススクエア（第2段階）東側（イメージ）

（3）都心からウォーターフロントの回遊性向上

（都心三宮再整備課、都市計画課、公共交通課）

税関線の沿道で進められている「新中央区総合庁舎整備」「市役所本庁舎2号館再整備」「東遊園地再整備」「税関前歩道橋リニューアル」などの各事業を有機的につなぎ、歩行者の回遊性向上と魅力的な空間形成を図るため、税関線及び2号館周辺道路の再整備に向けた設計等を行う。

あわせて、新たな公共交通システム（BRT・LRT）の導入検討の一環として連節バスの運行を開始するとともに、運行ルート of 拡充や利便性・快適性向上の取り組み等を検討・実施する。

また、地下鉄三宮駅から南側への乗換え動線を分かりやすくし歩行者の回遊性を高めるため、さんちか1番街内に南北通路を新設し、東西通路との結節点を待ち合わせの場となるような滞留空間とすべく夢広場を拡充するとともに、神戸地下街(株)により店舗のリニューアルを実施する。令和3年度は動線・滞留空間の設計および整備工事の際に影

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

響する補償費の算定等を行う。

[スケジュール]

○都心～ウォーターフロント間における連節バスの本格運行

令和3年度 4月運行開始（2台体制）

8月本格運行（4台体制）

連節バス（ポートループ）



デジタルサイネージを備えたスマートバス停



(デジタルサイネージ表示内容)

- ・バスロケーションシステム
- ・時刻表
- ・他の路線運行情報
- ・その他お知らせ

[スケジュール]

○さんちかの再整備

令和3年度 設計

令和4年度以降 整備工事

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

さんちか再整備の概要



(4) 本庁舎2号館の再整備（都心三宮再整備課）

昨年度に引き続き本庁舎2号館の解体撤去他工事を行い、跡地に連絡ロビー・エネルギー施設を建設する。

また、本庁舎2号館の再整備に向けて再整備事業者の公募・選定を行う。

[スケジュール]

○2号館再整備

令和3年度 2号館再整備事業者の公募・選定

令和4年度以降 新庁舎・にぎわい施設設計・建設

(5) 元町・新神戸周辺の再整備（都心三宮再整備課、公共交通課）

元町地区周辺において、観光バスの駐停車による渋滞の解消に向け、貸切バス専用乗降場の試験運用を開始し、その効果について調査・検討を行う。

また、新神戸駅については、公共交通の利便性向上を目的として、バス・タクシー・一般車・歩行者の動線を見直す。あわせて、神戸の玄関口にふさわしい景観、雰囲気の新創出等を検討し、駅前広場の再整備を進める。

令和3年度は、駅前広場について、JR等関係者との協議を進めるとともに、設計を行う。

[スケジュール]

○新神戸駅前広場再整備

令和3年度 設計、関係者協議

令和5年度 供用開始目標

2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

人口減少や少子・超高齢化の進展に対して、計画的開発団地や公共空間のリノベーション等の都市活力の創造に取り組むことで、持続可能なまちへの再編を進めるとともに、安全で豊かな生活の実現に向けた取り組みを推進する。

(1) まちのリノベーション

① 駅を中心としたまちのリノベーション

ア. 名谷（内陸・臨海計画課）

「躍動する多世代共生のまちへ」を目指し、新たなゆとりある郊外型居住エリアのモデルとなるよう名谷駅周辺のリノベーションに取り組む。子育て支援機能の強化、北須磨支所の移転、商業施設のリニューアルや夜の賑わいづくり、多様な世代が居住する新たな住宅供給などを進める。

令和3年度は事業用地の確保に向け、駅周辺の駐車場等の再編を進める。

[スケジュール]

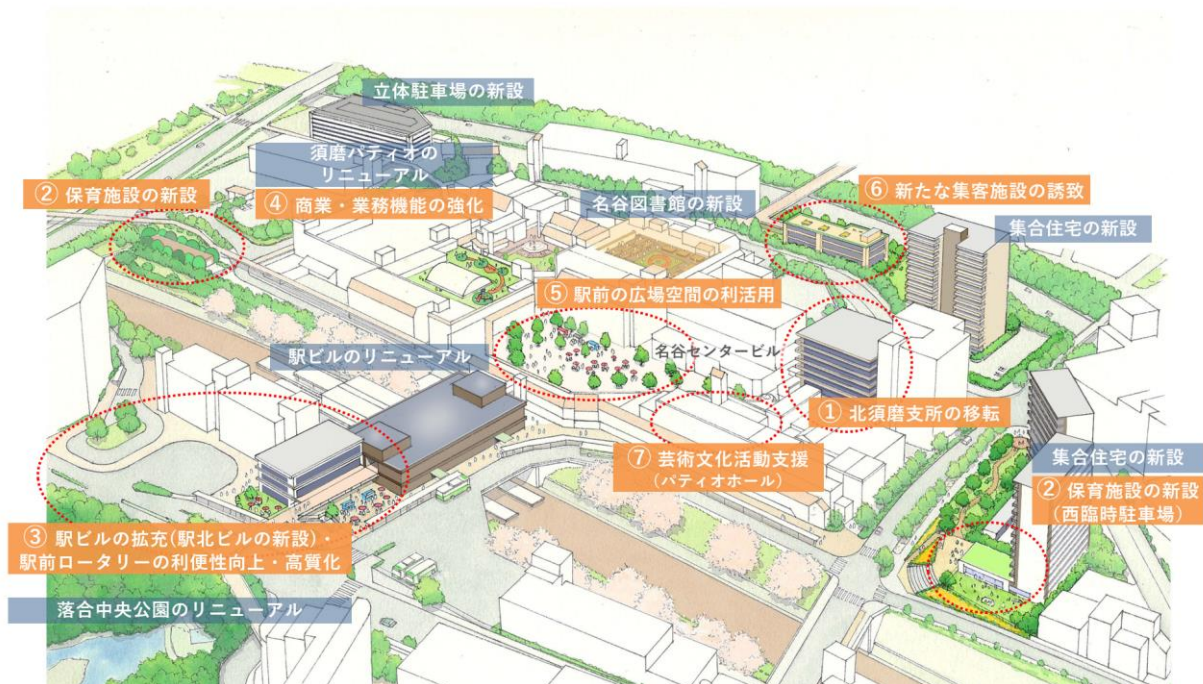
○集合住宅の新設

令和3～4年度 パティオ平面駐車場の立体化による事業用地の確保

令和3年度以降 事業者公募・設計・工事

令和6年度以降 順次供用開始予定

名谷活性化プランのイメージ



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

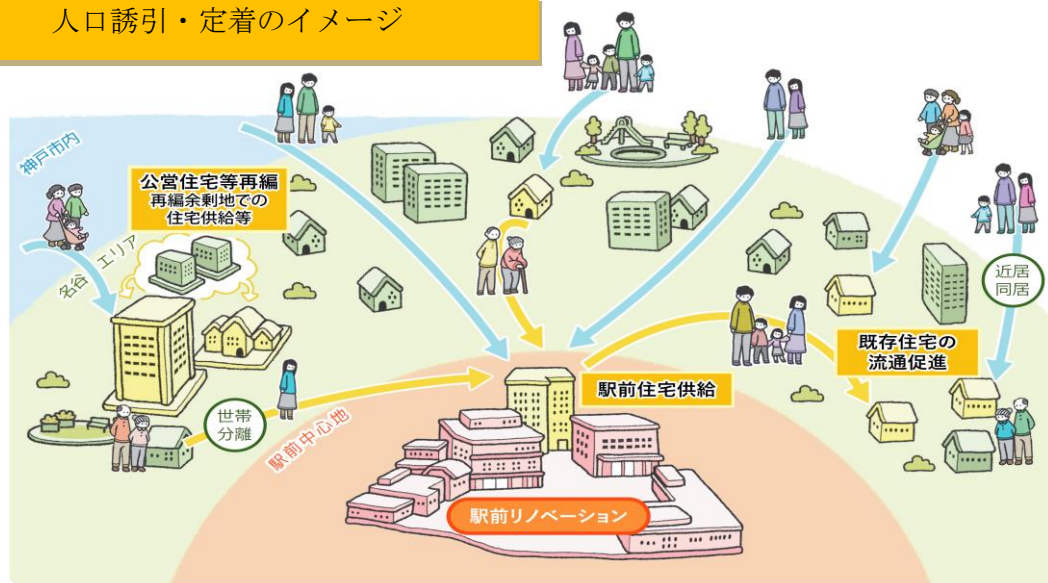
保育施設が併設された集合住宅（イメージ）



多世代で楽しめる飲食空間（イメージ）



人口誘引・定着のイメージ



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

イ. 垂水（都市計画課、地域整備推進課）

「生まれ変わる海辺のまち」を目指し、駅周辺について、不足・老朽化等が課題である公共・公益施設の再配置や新たな住宅供給を行うことにより、利便性・安全性の向上や人口流入の促進を図る。

令和3年度は、交通課題対策として、新垂水図書館1階の交通ロータリー及び駅北東の垂水駅東線再整備に向けた設計を行うとともに、垂水中央東地区における民間再開発事業を引き続き支援する。

垂水中央東地区民間市街地再開発事業
(イメージ)

[スケジュール]

○民間市街地再開発事業

令和3年度 権利変換計画認可（予定）除却工事

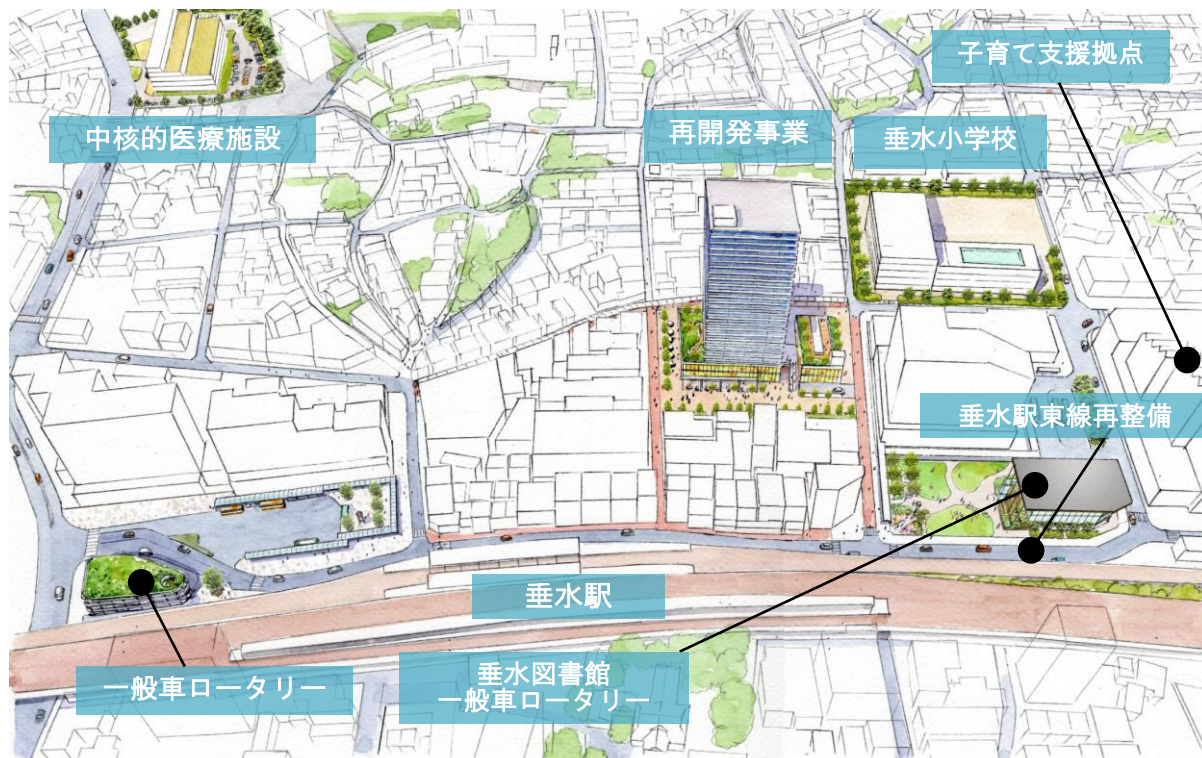
文化財調査・地盤調査

令和4年度 工事着手（予定）

令和6年度 工事完了（予定）



垂水活性化プラン



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

ウ. 西神中央（内陸・臨海計画課）

「進化する上質なまち」を目指し、西神中央駅周辺のリノベーションに取り組む。
西区庁舎の移転や文化・芸術ホール、新西図書館の整備、商業施設のリニューアル、多様な世代が居住する新たな住宅供給を進める。

令和3年度はプレンティ広場・パークアベニューの再整備、駅から公共施設への動線等を整備する。また、事業用地の確保に向け、駅周辺の駐車場の再編を進める。

[スケジュール]

○プレンティ広場・パークアベニュー

令和3年度末以降 順次供用開始（予定）

○文化・芸術ホール、新西図書館

令和3年2月 建築工事着工

令和4年6月頃 完成（予定）

令和4年9月頃 供用開始（予定）



エ. 北神急行の市営化を契機とした神鉄沿線の活性化
(都市計画課、公共交通課、駅まち推進課、工務課)

北神急行の市営化を契機に、駅を中心としたまちづくりを神戸電鉄沿線で進めるため、機能性・快適性の向上に向けた駅前広場の整備や、駅舎の再整備への支援拡充等に取り組む。

令和3年度は、谷上駅前において、北区の玄関口としてふさわしい駅前広場の整備及び駅周辺街区の高度利用の検討を進める。

花山・大池駅においては、駅のバリアフリー工事にあわせて神戸電鉄が行う駅舎の建替えや憩い空間整備に対し支援を行う。唐櫃台駅については、リノベーションスクールの提案にあわせた改修計画策定に対し支援を行う。

また、西鈴蘭台駅及び神鉄道場駅においては、それぞれ駅前広場の整備について検討を行う。

さらに、粟生線については、駅周辺の状況や地元の要望を踏まえながら、駅周辺を活用したまちの活性化につながる取り組みを進めていく。

[スケジュール]

○花山駅

令和3年度 工事

○大池駅

令和3年度 設計、工事

○唐櫃台駅

令和3年度 改修計画の作成

令和4年度 設計、工事

花山駅前（イメージ）



大池駅前（イメージ）



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生



谷上駅前（現況）



神鉄道場駅前広場（イメージ）

②新長田のまちづくり（公共交通課、地域整備推進課）

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業により整備された資源を活かし、新長田駅の拠点性向上による集客力の強化や、新長田駅南地区の回遊性向上によるさらなるにぎわいの創出に取り組んでいく。

令和3年度は、バス路線の再編とあわせたバスロータリーの整備を含む駅前広場の再整備に向けて関係者と協議するとともに、設計を進める。また、地下鉄新長田駅から駒ヶ林駅までの地下空間のリノベーションを地域の方々との協働により実施する。

[スケジュール]

○新長田駅前広場再整備

令和3年度 設計、関係者協議

令和6年度 供用開始目標

○地下空間のリノベーション

令和3年度 関係者協議、リノベーション実施

2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

新長田駅前広場（イメージ）



地下空間（イメージ）

③鈴蘭台のまちづくり（地域整備推進課、工務課）

鈴蘭台駅前においては、地域拠点として北区の玄関口にふさわしい交通結節機能の改善と駅前でのにぎわいづくりを図るため、平成 25 年 3 月より駅前再開発事業を進め、令和 2 年 10 月末に事業完了した。

駅前再開発事業に引き続き、交通安全の確保と鈴蘭台駅前へのアクセス性の向上、旧兵庫商業高校跡地の有効活用を目的として、土地区画整理事業により鈴蘭台幹線の北区間の整備及び周辺のまちづくりを実施する。

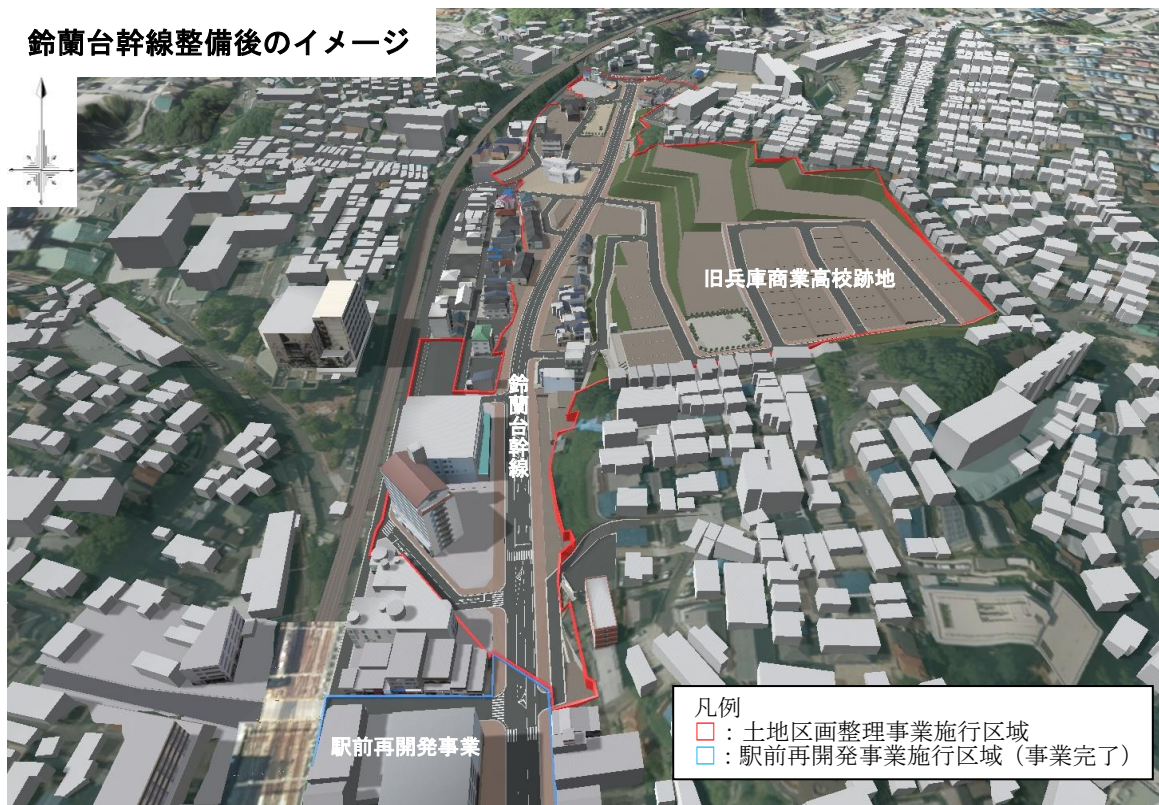
また、旧北区役所跡地なども含めた鈴蘭台周辺の公共施設の再配置について全市で検討を進める。

[スケジュール]

○土地区画整理事業

令和 2 年度	都市計画決定
令和 3 年度	事業計画決定、事業着手（予定）
令和 4 年度～	順次仮換地指定、工事（予定）
令和 8 年度以降	事業完了

鈴蘭台幹線整備後のイメージ



④ポートアイランド・六甲アイランドの活性化（内陸・臨海計画課）

ポートアイランドでは、今後の大阪湾岸道路西伸部の整備や神戸空港の機能向上など取り巻く環境の変化などを見据え、事業地の利活用に向けた基盤整備を行うとともに、南公園のリノベーションや島内緑化による良好な景観形成を進める。

六甲アイランドでは、大阪湾ベイエリア開発の動向を見据え、事業地の利活用に向けた基盤整備を行うとともに、リバーモール空間を活用した足湯施設の設置や、神戸ファッションプラザ共用部を活用した憩い・集う空間の整備や美装化を進めるなど、令和3年2月に取りまとめた「まちの将来の姿」の具体化を図る。

ポートアイランド(南側より)



六甲アイランド(南側より)



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

⑤その他

- ・メトロこうべ（公共交通課）

新開地活性化施策の一環として、神戸高速地下街（メトロこうべ）の管理者が実施する事業に対し支援することで、メトロこうべの活性化を図る。

令和3年度は、中間通路の明るさや賑わいの創出に向けた抜本的なリニューアル工事への支援を行う。

[スケジュール]

- 中間通路リニューアル工事
令和3年度 完成（予定）

メトロこうべ（中央広場）の現況



(2) 里山・農村活性化ビジョンの推進

農村人口の減少や高齢化により、耕作放棄地や竹林が増加するなか、持続可能な農業と快適な里山暮らしを実現するため、里山の適正管理や美しい農村景観の保全に取り組む。

①多井畑西地区の里山の保全・活用（地域整備推進課）

市街地近郊で豊かな自然が多く残る多井畑西地区において、みどり豊かな都市環境の形成を図る取り組みを進める。

令和3年度は地元との協議を踏まえ、里道の改修など営農環境の維持や、耕作放棄地の活用、生物多様性の保全、竹林の適正管理などに取り組む。

多井畑西地区



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

②茅葺民家の保全活用（景観政策課）

茅葺民家の景観形成重要建築物等への指定及び魅力やイベント情報等の発信による普及啓発により、茅葺民家の保全活用の取り組みを行う。

令和3年度は景観形成重要建築物等の助成制度を拡充し、指定した茅葺民家に対し屋根の葺き替え等の改修に必要な費用の支援を行う。

北区大沢町の茅葺民家



（3）空地の農的利用による都市魅力の向上（都市計画課）

空家を解体し空地となった低未利用地の農的利用を促進し、ゆとりある居住空間の形成につなげる。

令和3年度は、老朽家屋解体補助を利用した土地の所有者に対して農的利用を促し、必要な経費の一部を支援する。

空地の農的利用（イメージ）



2. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

(4) 地域課題に対応したまちづくり（地域整備推進課）

地域の活性化や防災機能の向上等を図るため、北鈴蘭台駅前地区及び湊川公園北地区において、周辺のまちづくりと一体となった民間事業者による再開発事業等の推進を支援していく。

〔スケジュール〕

- 北鈴蘭台駅前地区市街地再開発事業
令和4年度 建設工事完了（予定）

北鈴蘭台駅前地区（イメージ）



- 湊川公園北地区優良建築物等整備事業
令和4年度 建設工事完了（予定）

湊川公園北地区（イメージ）



(5) 戦略的なまちづくりマネジメントの推進（総務課）

まちづくりを戦略的に進める上で鍵となる不動産について、全市的な観点で情報収集や調査・研究、転活用支援などのマネジメント機能を担う法人を株式会社OMこうべが設立する。

3. シームレスな交通ネットワークの形成

3. シームレスな交通ネットワークの形成

人口減少や高齢化の進展等を踏まえた持続可能な魅力・活力あるまちの実現のため、まちづくりと一体となった安全・快適でシームレスな交通環境の形成に向けた取り組みを推進する。

(1) 都心南北軸のアクセス強化（公共交通課）

ポートアイランドへの企業進出や神戸空港の利用状況等を踏まえ、都心南北軸(新神戸・三宮～ポートアイランド～神戸空港)のアクセス強化に取り組む。

特に朝ラッシュ時間帯の混雑が課題となっているポートライナーについては、連節バスの導入や既存バス路線の増強を図ることで、輸送力・利便性の向上を図る。あわせてポートライナー三宮駅ホーム拡張事業を推進する。

[スケジュール]

○ポートライナー三宮駅ホーム拡張

令和3～4年度 工事

令和4年度末 供用開始（予定）



ポートライナー

都心部とポートアイランドをつなぐ
バス路線



都心部と神戸空港をつなぐ
バス路線（現況）



3. シームレスな交通ネットワークの形成

(2) 地域公共交通網の維持・形成

①地域コミュニティ交通（公共交通課）

地域の生活に根差した公共交通の確保など、地域の交通環境を維持・向上させるため、専門家派遣やアンケート調査、試験運行や本格運行の実施に対して支援を行う。

[実施地域]

本格運行（4地域）：垂水区塩屋・北区淡河町・北区八多町・北区北五葉

導入支援（8地域）：中央区東部・西区学園東町・北区生野高原 等

垂水区塩屋地区 コミュニティバスしおかぜ



②神鉄シーパスワン（公共交通課）

西北神地域の基幹鉄道である神戸電鉄の利用促進を目的に、昼間時間帯の利用が多いシニア層を対象とした企画乗車券を販売する社会実験の実施を継続する。



神鉄シーパスワン・神鉄シーパスワン plus 券面

③ユニバーサルデザインタクシー（公共交通課）

安全・安心で誰もが利用しやすい公共交通であるユニバーサルデザインタクシーの導入促進に向け、タクシー事業者及びリース事業者に対して支援を継続する。

ユニバーサルデザインタクシー



- 3. シームレスな交通ネットワークの形成
- 4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり

(3) 六甲山・摩耶山上へのアクセス・回遊性向上（公共交通課）

六甲・摩耶山において、観光施策と連携した公共交通による回遊性の向上に取り組み、アクセスしやすく、巡りやすい公共交通ネットワークの形成を推進する。

令和3年度は、ひきつづき市街地からの分かりやすい誘導を目的としたバス標柱型デジタルサイネージを設置するとともに、交通手段の充実などの社会実験等による六甲・摩耶山上の交通改善や、山上へのアクセスについて検討を行う。

六甲山上バス



4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり（景観政策課）

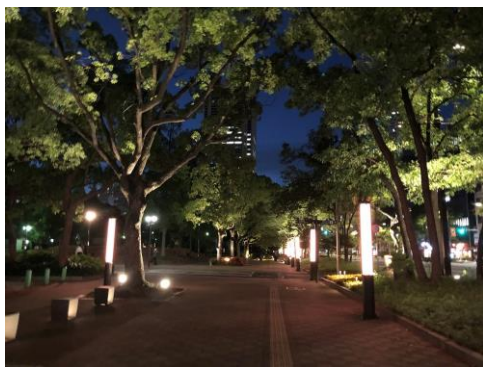
多様な地域特性や市民活動、歴史的建築物等を活かした魅力づくりを進めることで、親しみと愛着と誇りをもてる、神戸らしい都市景観の保全・創造の取り組みを行う。

令和3年度は、都市景観形成基本計画、景観計画、景観条例の改定を進めるほか、歴史的建築物の保全・活用、夜間景観形成、都心の景観高質化、景観形成支援等の取り組みを行う。

海から六甲山系への眺望景観



フラワーロード沿いの夜間景観



5. 安全・安心な都市基盤の構築

5. 安全・安心な都市基盤の構築

防災性や住環境に様々な課題を抱えている密集市街地の改善等に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 密集市街地の再生（まち再生推進課）

「密集市街地再生方針」に基づき、災害時等における延焼危険性のある密集市街地の解消を図るため、不燃化の促進や建物の除却への支援、建物の共同化、都市計画道路の整備など、安全で安心な防災まちづくりを促進する。

[スケジュール]

- 東山菊水線の整備（湊川町9・10丁目）
令和4年度末 完成（予定）
- 灘中央筋線の整備
令和3年度末 完成（予定）

(2) 都市整備事業の推進（工務課）

都市基盤の整備を図ることにより、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進する。

令和3年度は、阪神本線住吉駅東方から芦屋市境までの連続立体交差事業について、交差道路や側道の整備を行う。

[スケジュール]

- 阪神電鉄連続立体交差事業
令和3～4年度 交差道路・側道整備

阪神電鉄連続立体交差事業 深江駅北側（イメージ）



- 5. 安全・安心な都市基盤の構築
- 6. 産業用地や住宅用地の整備による都市活力の創出

(3) 住民の主体的なまちづくり活動への支援（まち再生推進課）

住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、専門家の派遣や活動費の助成など技術的・経済的に支援する。

まちづくり専門家派遣



6. 産業用地や住宅用地の整備による都市活力の創出

「住み」「働き」「学び」「憩う」という複合的な都市機能を備えたまちづくりに向け、産業用地や住宅用地の供給を計画的・継続的に実施する。

(1) 産業用地、住宅用地の整備・供給（企業誘致課、内陸・臨海計画課）

利便性の高い交通アクセス等を活かして、これまで産業団地への企業誘致を進めてきた結果、内陸部における産業用地のストックが残りわずかとなっている。

with コロナ・after コロナ時代における新たな用地需要および市内企業のサプライチェーンの強化・再構築に対応するため、西神戸ゴルフ場を活用した新たな産業用地の供給について、関係局と連携し必要な調査を行う。

また、企業や市民のニーズに対応した産業用地や住宅用地等の供給にあわせ、必要な基盤整備を行う。

(2) 企業誘致の推進（企業誘致課）

成長分野や比較的投資が堅調な企業、投資意欲のある企業等の動向を注視しながら、市税優遇制度などを活用した積極的な企業誘致等を進める。サービス施設等の充実による就業環境の魅力向上を目指し、産業団地全体の付加価値の向上を図る。

神戸複合産業団地（南側から）



